



















FATF 10月会合後のプレス等への対応について（想定問答）

問. 今回の FATF10 月会合における日本からの説明内容及び評価について。

- FATF 全体会合では、日本の取組の進捗として、①国際テロリスト財産凍結法の 10 月 5 日の施行、②改正犯収法政省令の公布（9 月 18 日）及び来年 10 月 1 日の施行を報告した。
- これら進捗が評価されたことに加えて、改正犯収法の施行日（来年 10 月 1 日）を踏まえ、次回のフォローアップ報告は来年 10 月の会合とされた。

更問 1. パレルモ条約の国内担保法が整備されなくても、フォローアップから卒業できるのか。

- パレルモ条約の締結については、引き続き早期の対応を求められており、同条約を締結するための法整備については、組織犯罪対策、腐敗防止、人身取引対策の観点からも、早急にこれを実施する必要があると認識している。
- 他方、国内担保法案については、これまでに国内において様々な議論があり、慎重な検討が必要である。

更問 2. パレルモ条約を締結しない場合、日本はフォローアップから卒業出来ないのか。

- パレルモ条約締結のための国内担保法整備については、今後も、早期の国会提出に向けた取組を続けることとしている。
- 来年 10 月の会合では、こうした取組や改正犯収法が予定通り施行されることも踏まえ、フォローアップからの卒業について判断される見込みであることから、現時点では確たることを申し上げられない。





































